

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 財契119
- (2) 調達件名及び数量 大阪大学留学生寮構内建物その他清掃請負 一式
詳細は別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
ただし、契約期間満了の日の3ヶ月前までに発注者又は受注者のいずれかから文書をもって本契約を終了する旨の通知がないときは、引き続き1年間延長するものとし、以降においても同様とする。なお、契約の全期間は令和10年3月31日を越えないものとする。
- (4) 実施場所 大阪大学吹田留学生会館（吹田市五月が丘北2-9）
大阪大学津雲台国際学生宿舎（吹田市津雲台3-10-D81）

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 入居者の個人情報保護の観点から、法人としてプライバシーマークを取得済み又は個人情報保護方針を定め公開しているものであること。
- (4) その他経理責任者等が認めた者

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1 大阪大学本部事務機構2階
国立大学法人大阪大学 財務部契約課 契約総括係
電話 06-6879-4022
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3（1）の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和7年2月27日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

見 積 書

調達番号： 財契119

調達件名： 大阪大学留学生寮構内建物その他清掃請負 一式

見 積 金 額 別紙のとおり

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電話番号

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

別紙

建物名	請負月	清掃内容	請負金額 (税抜)
吹田留学生会館	4月	日常清掃	円
	5月	日常清掃	円
	6月	日常清掃	円
	7月	日常清掃	円
		定期清掃	円
	8月	日常清掃	円
	9月	日常清掃	円
	10月	日常清掃	円
	11月	日常清掃	円
	12月	日常清掃	円
	1月	日常清掃	円
		定期清掃	円
	2月	日常清掃	円
	3月	日常清掃	円
津雲台国際学生宿舎	4月	日常清掃	円
	5月	日常清掃	円
	6月	日常清掃	円
	7月	日常清掃	円
		定期清掃	円
	8月	日常清掃	円
	9月	日常清掃	円
	10月	日常清掃	円
	11月	日常清掃	円
	12月	日常清掃	円
	1月	日常清掃	円
		定期清掃	円
	2月	日常清掃	円
	3月	日常清掃	円
合 計			円

請負契約書(案)

請負の表示 大阪大学留学生寮構内建物その他清掃請負 一式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
内訳は別表のとおり

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負金額に110分の10を乗じて得た金額である。

発注者 国立大学法人大阪大学 理事 福田 祐一 と受注者 との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第1条 受注者は、別紙仕様書及び図面にに基づき、国立大学法人大阪大学留学生寮構内建物その他清掃請負を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
なお、発注者又は受注者から契約期間満了の3ヶ月前までに申し入れがない場合は、契約期間を更に1年間延長できるものとする。ただし、契約の全期間は令和10年3月31日を越えないものとする。
また、発注者は本契約の期間中であっても、受注者の契約不履行、その他適正な請負業務を行う上で、受注者が支障となる行為を行ったときは、前述にかかわらずこの契約を解除することができるものとする。
- 第5条 請負代金額は、毎月の業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
ただし、契約の不履行が発生し、書面による改善要求をした場合には、当該不履行分を減額して支払うものとする。
- 第6条 契約保証金は免除する。
- 第7条 受注者は、常に善良なる管理者としての注意と責任を持って業務を実施し、発注者の業務の円滑な運営に寄与するよう心掛けるものとする。
- 第8条 業務中、又は業務中に起因したと認められる事故の発生により、管理対象物に生じた発注者の損害については、受注者は賠償の責を負うものとする。ただし、受注者に故意又は過失がないと認められた場合はこの限りではない。
- 第9条 業務に際し、受注者の責に帰すべき事由により、発注者及び第三者に与えた身体及び財産上の損害については、受注者が賠償の責を負うものとする。
- 第10条 この契約に基づき、発注者の必要な指示によって善良な管理を遂行したにもかかわらず発生した事故については、受注者はその責を免れる。
- 第11条 受注者が業務の遂行上清掃に必要な資機材（洗浄用洗剤、剥離洗剤、清掃用具一式等）は、すべて受注者の負担とする。
- 第12条 発注者の仕様の変更により契約金額を増減する必要があるときは、発注者・受注者協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。
- 第13条 受注者が、本契約書(仕様書を含む。)の条項に違反するときは、発注者は、直ちに契約を解除することができるものとする。
- 第14条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、事前に発注者の承諾を得た場合には、この限りでない。
- 第15条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第16条 この契約について発注者・受注者間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。
- 第17条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・受注者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者・受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

(以下は、電子署名を行う場合)

上記契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 年 月 日

発注者 吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学
理事 福田 祐一

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

別表 支払内訳

請負月	清掃内容	支払金額	うち消費税額及び 地方消費税額
4月	日常清掃	円	円
5月	日常清掃	円	円
6月	日常清掃	円	円
7月	日常清掃・定期清掃	円	円
8月	日常清掃	円	円
9月	日常清掃	円	円
10月	日常清掃	円	円
11月	日常清掃	円	円
12月	日常清掃	円	円
1月	日常清掃・定期清掃	円	円
2月	日常清掃	円	円
3月	日常清掃	円	円